

東北防衛局の勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東北防衛局において、勤務官署以外の勤務地に長期間（1箇月以上をいう。以下同じ。）勤務させる場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務官署の指定等)

第2条 東北防衛局の職員が勤務官署以外の勤務地に長期間、当該職員の住居から直接勤務させる必要がある場合は、局においては局長が、支局においては支局長が、事務所においては事務所長が、別記様式「勤務官署配置指定通知書」により当該勤務官署以外の勤務地を勤務官署として指定するものとする。

2 事務所長は前項により指定した場合は、「勤務官署配置指定通知書」の写を、局長に送付するものとする。

3 勤務官署の指定を解く場合は、指定の手續に準じて処理するものとする。

(出勤簿の管理)

第3条 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第12条に規定する所属長又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2の2第1項に規定する所属長は、勤務官署以外の勤務地に長期間勤務させる職員の出勤簿を当該勤務地に備え、その勤務させる職員のうちから勤務時間管理員を指名し、責任をもって管理させるものとする。

(通勤手当の支給)

第4条 第2条第1項により勤務官署として指定した場合は、人事院規則9-24（通勤手当）第2条第1項に規定する勤務官署とみなして、通勤手当を支給するものとする。

(在勤官署に勤務する職員)

第5条 第3条及び第4条については、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第2条第1項第4号の規定に基づき指定された在勤官署に勤務する職員についても準ずるものとする。

(その他)

第6条 この規則の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定める

勤務官署配置指定通知書

職又は所属
階級又は官級
氏名
通知事項 に配置する。 (の配置を解く。)
通知日付 年 月 日
東北防衛局長 郡山防衛事務所長 官職氏名 印